

一般廃棄物処理基本計画(見直し版)

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の目的と背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)(以下「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理基本計画)を定めなければならないこととされています。

これを受けて、川島町(以下『本町』と呼びます。)では、「川島町ごみ処理基本計画」を平成 11 年 3 月に策定し、一般廃棄物処理事業を通じた各種施策を推進することで、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は大きく変化しました。

国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30 年 6 月に閣議決定し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量化の目標が平成 28 年 1 月に定められました。この他、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、各種のリサイクル法制度が整備されており、近年では「家電リサイクル法」が平成 21 年 4 月に一部改正、「小型家電リサイクル法」が平成 25 年 4 月から完全施行するなど、制度の充実が図られています。

埼玉県は、「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成 28 年 3 月に策定し、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割分担のもとでごみの減量や資源の循環利用をより積極的に進めていくこととしました。

このような状況の中で、町では平成 27 年 3 月に後継の計画となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量化やごみ処理の適正化、生活排水の処理の向上に努めてきました。策定から 5 年を経過し、ごみ処理行政を取り巻く環境も大きく変化したことから、今回、現状と課題を整理し、計画目標や具体的な施策について見直すものです。

第 2 節 計画の位置づけ

今回見直しを行う「一般廃棄物処理基本計画」(以下『本計画』と呼びます。)は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 25 年 6 月)に準拠して作成します。

本計画は、本町の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本町における廃棄物処理の基本方針となるものです。本計画の策定に際しては「総合振興計画」や「環境基本計画」などの上位計画や関連計画などと整合を図るものとします。

また、「分別収集計画」などの本町の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

第3節 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品または副次的物品）のうち、市町村に処理責任がある「一般廃棄物」とします。一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』に大別されます。

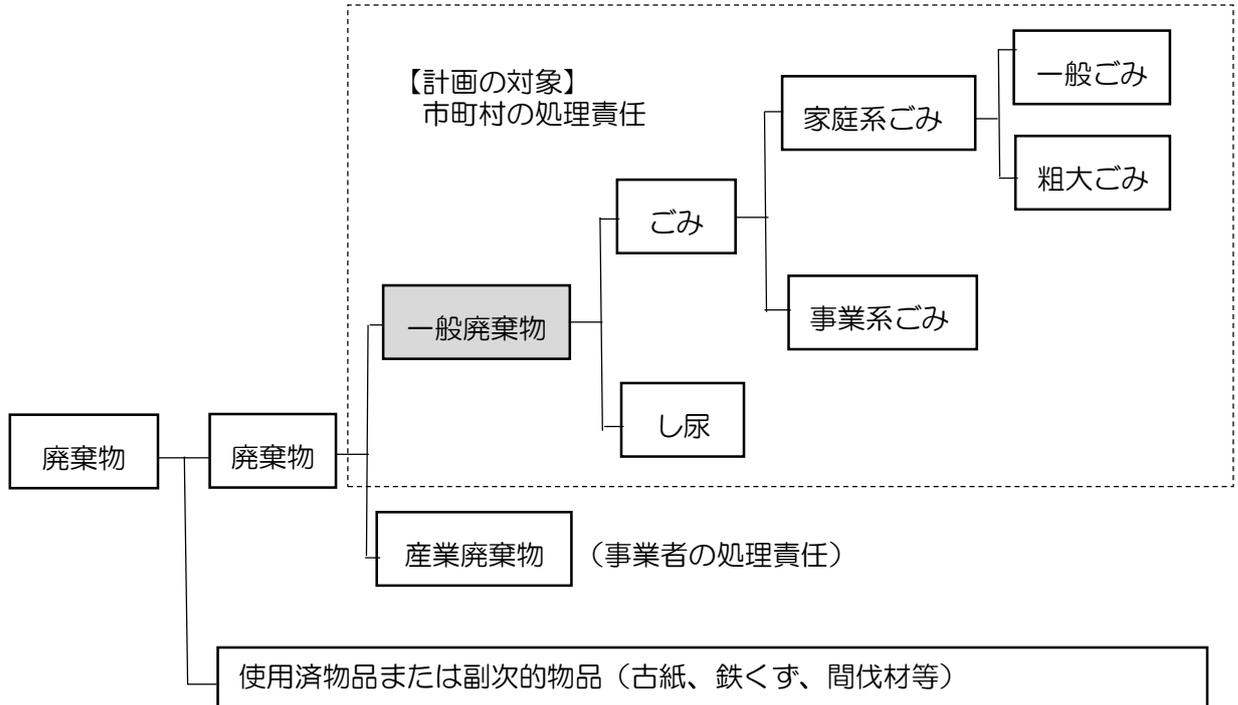


図 2-1-1 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」とし尿などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

「ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量等の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

「生活排水処理基本計画」では、生活排水処理の現状と課題を整理し、生活排水処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行い、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

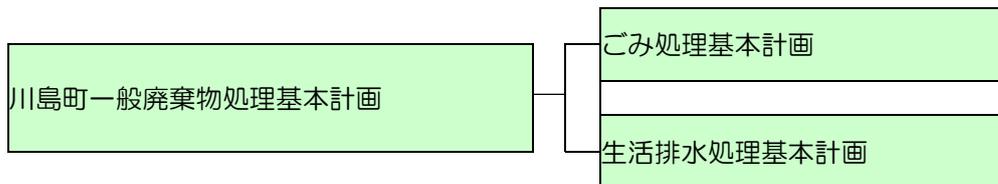


図 2-1-2 計画の構成

第4節 計画の期間

本計画の期間は、環境基本計画と同様、長期的な将来を見据えながら、平成27年度(2015年度)を初年度、令和11年度(2029年度)を目標年度とする15年間とします。本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

今回の見直しの対象期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

平成27年度(2015年度)から令和11年度(2029年度)までの15年間



清潔で快適な環境と
きれいな水を守るため、
関係者全員で
がんばりましょう！

第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向

1 法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

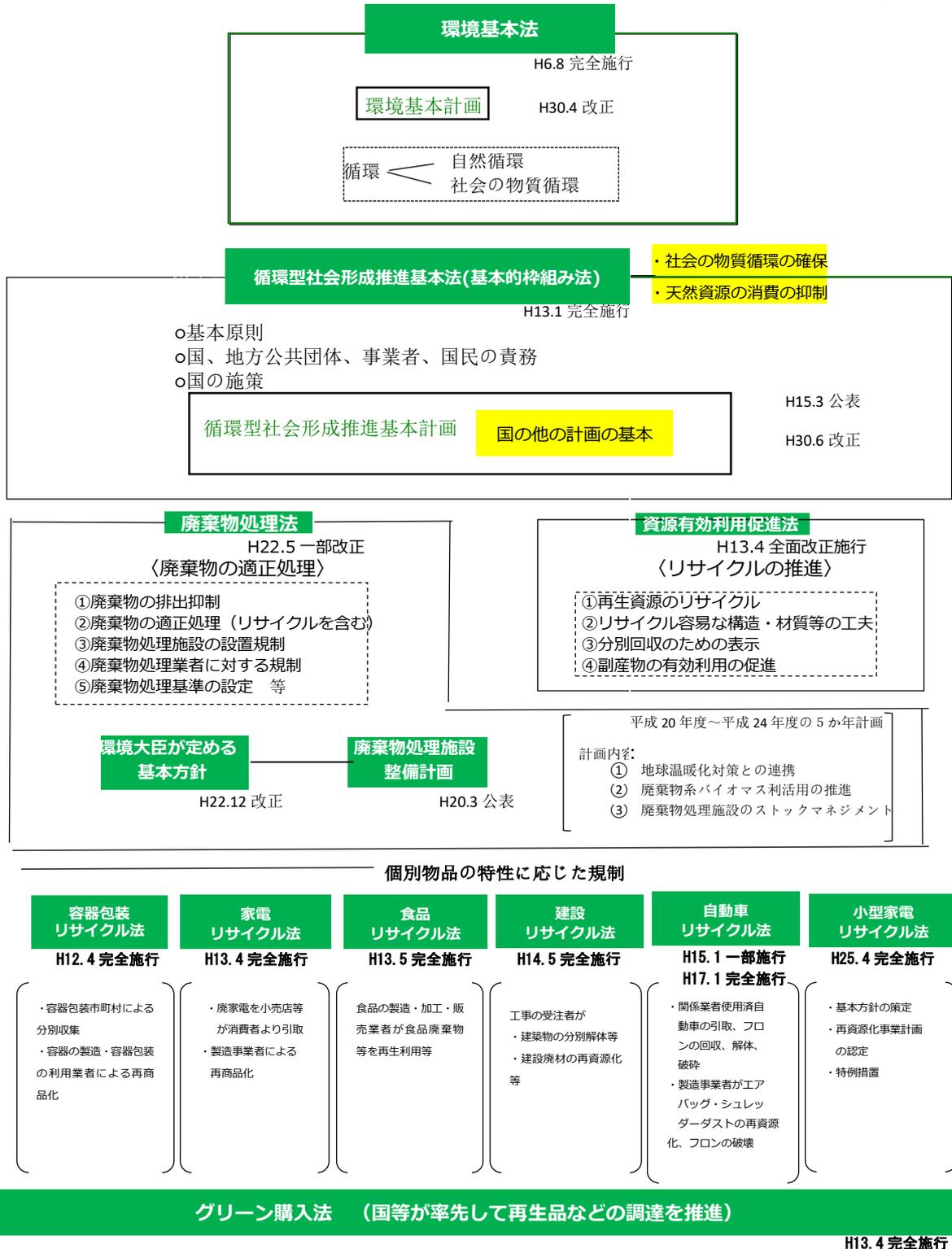


図 2-1-3 廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系

2 国の動向

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月環境省告示第7号）について、平成27年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、を踏まえ、平成28年1月に所要の変更をしました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

表 2-1-1 廃棄物処理法に基づく基本方針(平成28年1月)での目標

指標	目標年	目 標
排出量	令和 2年度	平成24年度比約12%削減
再生利用率		約27%に増加
最終処分量		平成24年度比約14%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①に廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、①持続可能な社会づくりとの統合的取組、②地域循環共生圏による地域の活性化、③ライフサイクル全体での資源循環の徹底、④適正処理の推進と環境再生、⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開、⑦循環分野における基盤整備を政策の柱とすることにより、循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るため、引き続き、一般廃棄物の減量化に関する取組指標について、以下のとおり目標を設定しました。

表 2-1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指 標	目 標	目標年次
1 人 1 日当たりのごみ排出量	約 850 g/人/日	令和 7 年度 (2025 年度)
1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	約 440 g/人/日	
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)	約 1,100 万トン	

3 県の動向

(1) 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県は、安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の構築に向けて「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に策定しました。この計画では、県が目指す循環型社会実現のための将来像を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示したものです。

また、一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

表 2-1-3 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指標	単位	実績	予測		目標	R2年度目標設定の考え方	
		H25	H27	R2	R7		R2
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	541	531	516	502	503	H25年度実績から7%削減
事業系ごみ排出量	千t/年	543	543	543	543	488	H25年度実績から10%削減
1人1日当たりの最終処分量	g/人・日	49	48	48	48	44	H25年度実績から10%削減

(2) 埼玉県生活排水処理施設基本構想

内陸部に位置する埼玉県では、水辺空間の保全に向けて、河川汚濁の主な原因となる生活排水の処理施設の整備が極めて重要であり、埼玉県は「埼玉県生活排水処理施設基本構想」を平成28年10月に時点修正を行いました。この構想では、目標年度の令和7年度に埼玉県の人口は緩やかに減少すると推計されており、それを踏まえた上で整備手法を見直したものです。

表 2-1-4 埼玉県生活排水処理施設基本構想での目標

項目		全体計画（目標年度:令和7年度）		
		処理人口（人）	構成比率（%）	修正前の構成比率との差
行政人口		7,016,527	100.0%	0.0%
集合処理	下水道	6,095,272	86.9%	0.6%
	農業集落排水	93,777	1.3%	-0.3%
	コミュニティプラント	935	0.0%	0.0%
計		6,189,984	88.2%	0.3%
個別処理	浄化槽	826,543	11.8%	-0.3%
計（生活排水処理人口）		7,016,527	100.0%	0.0%
生活排水未処理人口		0	0.0%	0.0%

第2章 ごみ処理基本計画

第2章 ごみ処理基本計画は、ごみ処理の広域化に伴い令和6年5月に策定しました。
新しいごみ処理基本計画は、別冊になります。

第3章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の概要

本町の公共下水道は、10市3町(川越市、吉見町等)の下水を集めて処理する「荒川右岸流域下水道」に参加しています。

公共下水道が整備されている地域(主に市街化区域)では、住宅等からのし尿・生活雑排水(台所や洗濯・風呂などの排水)は、下水道を通して和光市にある新河岸川水循環センターに送られ、処理されています。

一方、公共下水道が整備されていない地域(主に市街化調整区域)では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿の汲取りにより、し尿・生活雑排水の処理が行われています。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽、し尿の汲取りからのし尿及び汚泥は、本町の川島町環境センター(し尿処理施設)で処理しています。

単独処理浄化槽を設置している世帯やし尿の汲取りをしている世帯では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川等の水質汚濁の原因となっています。

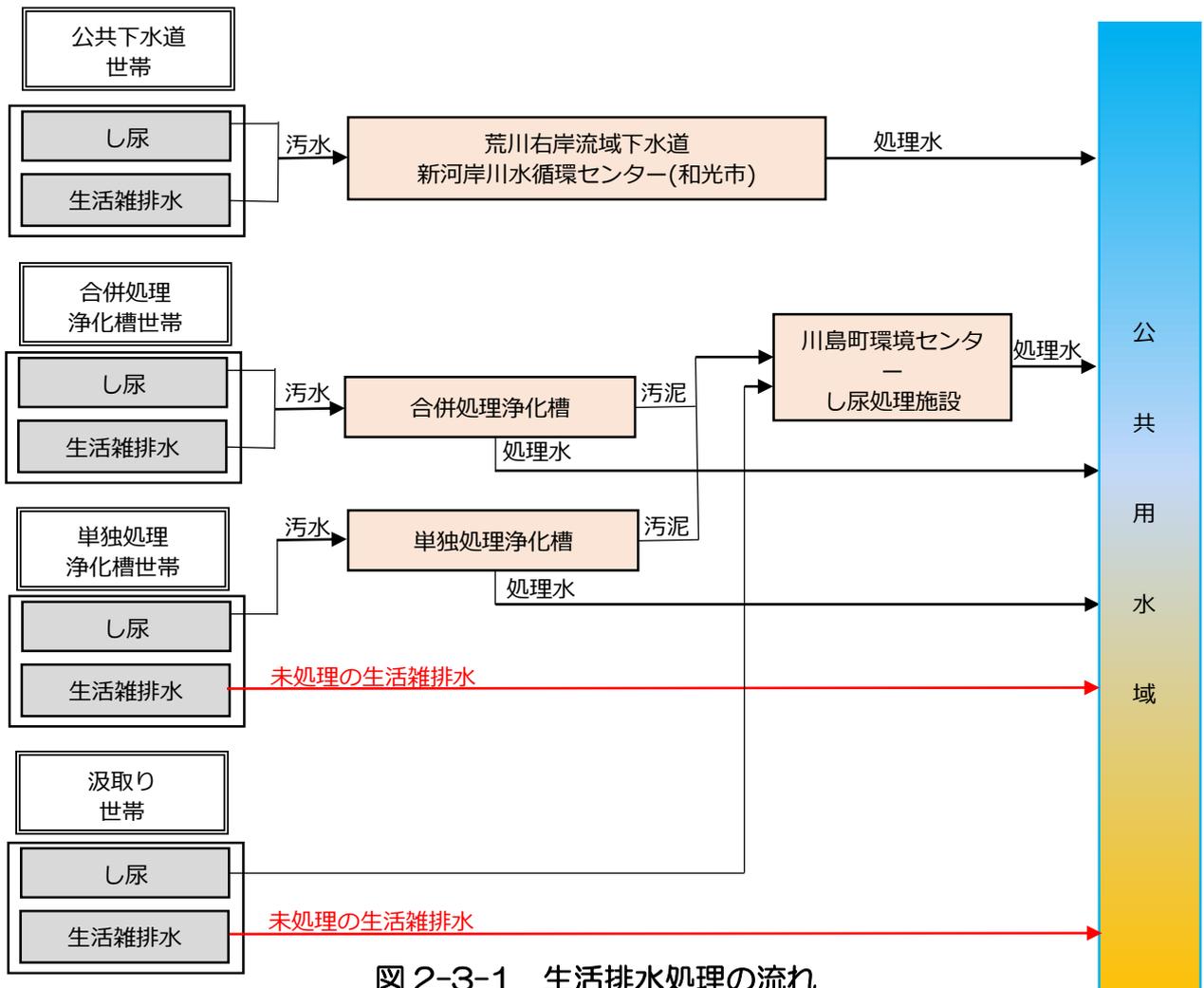


図 2-3-1 生活排水処理の流れ

2 生活排水処理施設の状況

(1) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を下表に示します。

表 2-3-1 生活排水の処理主体

生活排水処理施設	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	県
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・事業者
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	町

(2) 下水道事業の概要

本町では、汚水管は流域下水道に接続し、荒川右岸流域下水道に参加しています。

荒川右岸流域下水道の計画処理区域は、埼玉県南西部であり、当初は、川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町を計画処理区域として、昭和 46 年度に事業着手しました。

その後、昭和 50 年度に本町(川島町)、昭和 60 年度に吉見町を編入し、現在は 10 市 3 町を計画処理区域としています。

表 2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要(平成 30 年度末現在)

項目	具体的内容
計画処理区域	10 市 3 町： 川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町
全体計画	処理面積：3 万 777ha 処理人口：約 157 万 4,000 人 計画汚水量：1 日最大 78 万 9,900 m ³
下水道普及率	92.0% ※県平均の 81.2%を大きく上回っています。
処理施設	(1)新河岸川上流水循環センター(川越市) ・川越市から旧滝ノ下終末処理場の移管を受け、平成 18 年 4 月から流域下水道の処理場として処理を開始。 ・汚水処理量：1 日平均約 4 万 6,000 m ³ (平成 30 年度実績) ・水処理方式：1 系列 標準活性汚泥法 3 系列 窒素やリンも除去できる高度処理対応 (2)新河岸川水循環センター(和光市) ・昭和 56 年 4 月から和光市と志木市の一部の下水を受け入れ、処理を開始。 ・汚水処理量：1 日平均約 51 万 m ³ (平成 30 年度実績) ・水処理方式：1~4 系列 標準活性汚泥法 5 系列 リンや窒素も除去できる高度処理対応

荒川右岸流域下水道

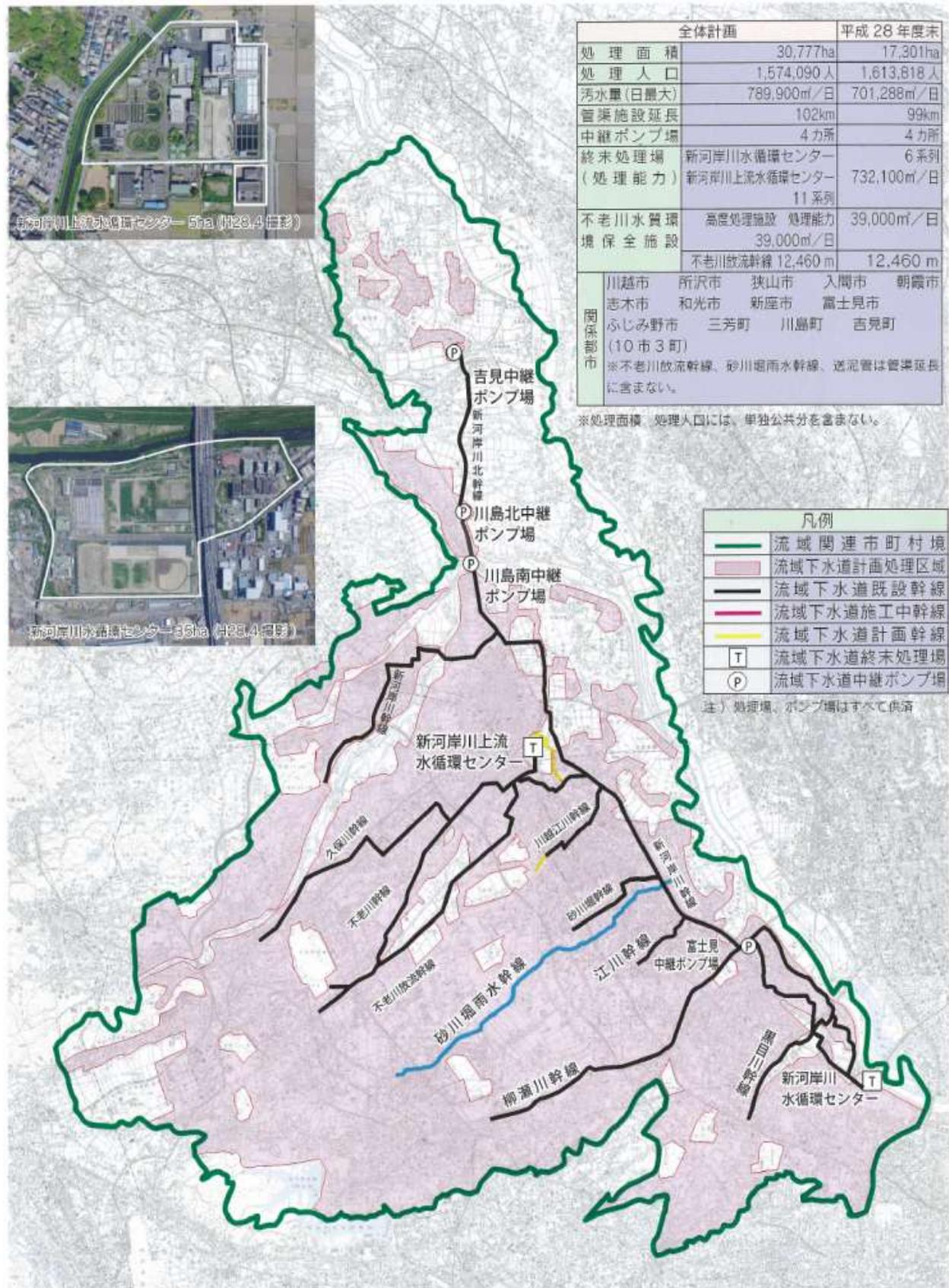


図 2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要

(3) 生活排水処理施設の概要

本町が所管する生活排水処理施設としては、町域から収集したし尿・浄化槽汚泥を処理する川島町環境センター(し尿処理施設)を整備しています。

表 2-3-3 し尿処理施設の概要

項目	具体的な内容
処理施設	川島町環境センター(し尿処理施設)
事業主体	川島町
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
処理方式	<p>膜分離高負荷脱窒素処理方式(サンドラ M システム)+高度処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理：高負荷、膜分離 ・汚泥処理：脱水、乾燥 ・資源化处理： <p>平成 22 年度まで 堆肥化(感想汚泥肥料)[※] 平成 23 年度以降 脱水汚泥を焼却</p> <p>※乾燥汚泥肥料について 平成 10 年度から循環型社会の形成を目指して長く活用してきた乾燥汚泥肥料は、東日本大震災の影響により製品から放射性物質が検出されたため、製造を休止しました。 また、電気料金や燃料費が著しく高騰し、製造にかかる原価は平成 21 年度に 1 袋 1,480 円であったものが、平成 26 年度には 2,350 円となる見込みです(5 年間で約 1.6 倍と大幅にコストが増加しました)。このため、省エネルギーや費用対効果などを考慮し、平成 26 年度から、やむなく乾燥汚泥肥料の製造を取りやめました。</p>
処理能力	30 kl/日
処理水の放流先	安藤川
竣工	平成 10 年 3 月
敷地面積	7,295 m ²

(4) 町内の河川の水質

本町では、町内の小河川の汚濁状況を把握するため、越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査を行っています。

これらの町内の小河川については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に伴い、水質の改善がみられます。

3 生活排水の適正処理のための施策

単独処理浄化槽設置世帯及び汲取り世帯では、生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しているため、水環境に負荷を与え、水質汚濁の一因となっています。

本町では、町内の河川など公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽での生活排水処理を推進しており、以下に示す各種の施策を展開しています。

(1) 小型合併処理浄化槽補助金

水質汚濁の防止のため、本町では市街化区域における下水道の整備とともに、市街化調整区域における小型合併処理浄化槽の設置を促進しており、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に対して補助金を交付しています。

表 2-3-4 小型合併処理浄化槽補助金制度の概要

項目	具体的内容			
交付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅(併用住宅は居住部分の面積が2分の1以上を有するもの)について、新築により小型合併処理浄化槽を設置するとき ・単独処理浄化槽や汲み取り槽を小型合併処理浄化槽に転換するとき(既存の住宅を増築、改築するときも含む) 			
補助金額 (令和元年度)	①戸別設置の場合			
		人 槽	新 設	転 換 ^{※1}
	5人槽	建物の面積 130 m ² 以下	110,000 円	604,000 円
	7人槽	建物の面積が 130 m ² 超	130,000 円	676,000 円
	10人槽	二世帯住宅	180,000 円	809,000 円
	※1 転換：改築を伴わない単独浄化槽及び汲取り槽からの転換(建築確認申請を伴わない)の場合。処分費の上限 60,000 円・配管費の上限 150,000 円を含みます。			
	②集団設置 ^{※2} の場合 上記①の金額に1基あたり4万円を加算。 ※2 集団設置：同一行政区において同一年度内に10世帯以上が設置する場合。			
備 考	補助金額は、令和元年度現在のものであり、国の基準額の変更等により変動することがあります。			

(2) 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金

本町では、補助対象区域において小型合併処理浄化槽を適正に維持管理した場合に補助金を交付しています。

表 2-3-5 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金制度の概要

項目	具体的内容
対象地域	下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により公示した供用開始区域を除く町内全域。
補助対象経費	申請を行う日の前日から過去1年間の保守点検費用及び法定検査費用。
補助金額 (令和元年度)	浄化槽の種類 5人～6人槽：12,000円 浄化槽の種類 7人～9人槽：13,000円 浄化槽の種類 10人槽：15,000円
補助対象期間	申請日の前日から過去1年間に実施されたもの。

(3) 川島町水洗便所改造資金融資あっせん

本町では、下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、その改造に要する資金の貸付けについて、町が金融機関に融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及を図っています。

表 2-3-6 川島町水洗便所改造資金融資あっせん制度の概要

項目	具体的内容
融資のあっせんの要件	(1) 処理区域内の改造工事をしようとする建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 (2) 処理区域の告示をした日から3年の期間内に改造工事を行う者であること。ただし、当該期間内に改造工事を施行することが困難であると町長が認めた場合はこの限りでない。 (3) 町税、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。 (4) 借り受けた資金の償還について弁済能力を有すること。 (5) 確実な連帯保証人であること。
融資あっせん額	改造工事1件につき50万円を限度とし、1万円を単位とします。ただし、特殊な事情により改造資金が50万円を超える場合は、町長が必要と認める額とします。
貸付金の償還	資金の貸付けを受けた月の翌月から起算して36箇月以内の元金均等(終回を除く)月賦償還とします。ただし、返済回数の短縮又は繰上償還をすることができます。

4 生活排水の排出・処理の状況

(1) 生活排水処理形態別の人口

平成 30 年度における本町の生活排水処理形態別人口をみると、公共下水道人口が 10,180 人(全体の 50.0%)、合併処理浄化槽人口が 7,230 人(同 35.5%)、単独処理浄化槽人口が 2,728 人(同 13.4%)、し尿収集人口が 223 人(同 1.1%)となっています。

平成 30 年度における本町の生活排水処理率(公共下水道、合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口の比率)は 85.5%です。

本町の人口は、近年減少傾向で推移しており、それに伴い、公共下水道人口もほぼ横ばいで推移しています。また、合併処理浄化槽人口が増加したことにより、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は減少傾向で推移しています。

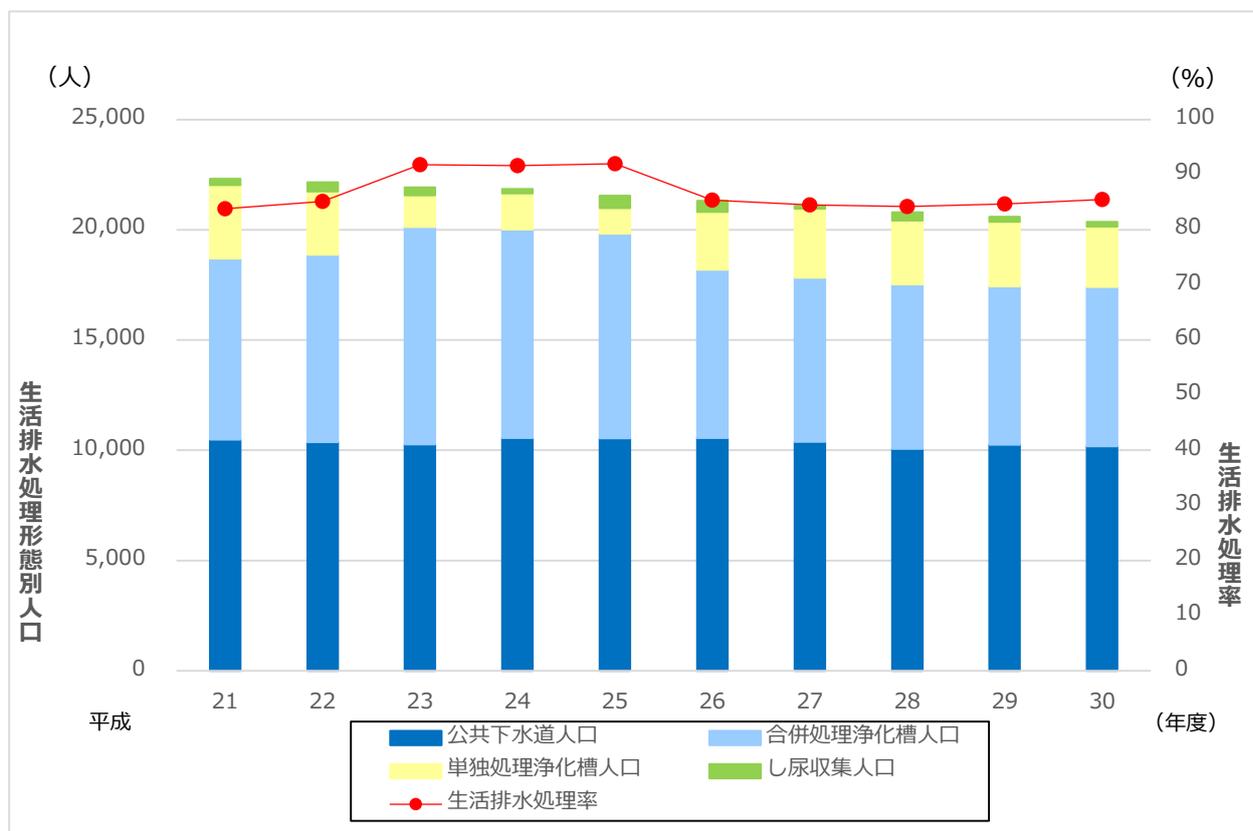


図 2-3-3 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理量

汲取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、許可業者により収集・運搬され、川島町環境センター(し尿処理施設)で処理しています。

平成30年度におけるし尿の処理量は234 kℓ、浄化槽汚泥の処理量は5,579 kℓ、合計5,813 kℓです。また、し尿・浄化槽汚泥の1日平均処理量は15.9 kℓ/日です。し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1日平均いずれもほぼ横ばいで推移しています。

平成30年度における1人1日平均処理量は、し尿が2.9ℓ/人・日、浄化槽汚泥が1.5ℓ/人・日です。近年、浄化槽汚泥はほぼ横ばいで推移しています。これに対し、し尿は工事現場の仮設トイレからの一時的な搬入量の増加などのため、年度による変動が大きくなっていることが特徴です。

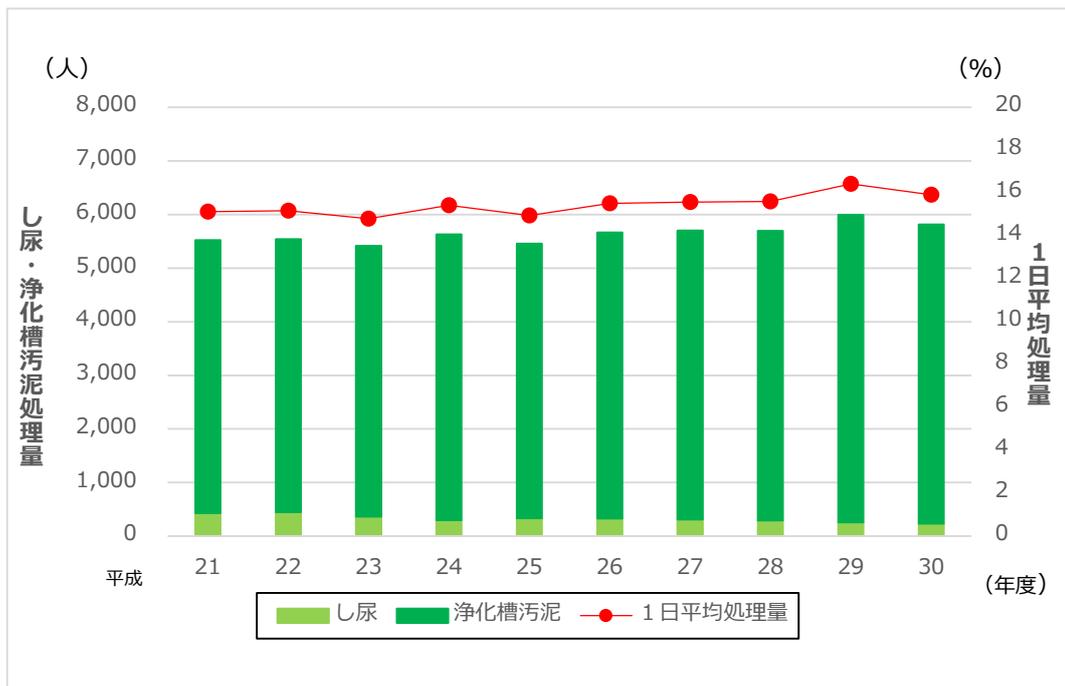


図 2-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

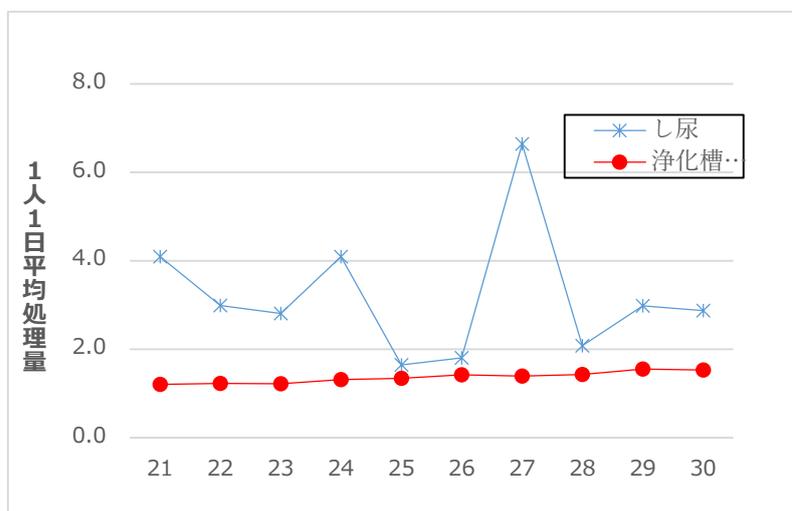
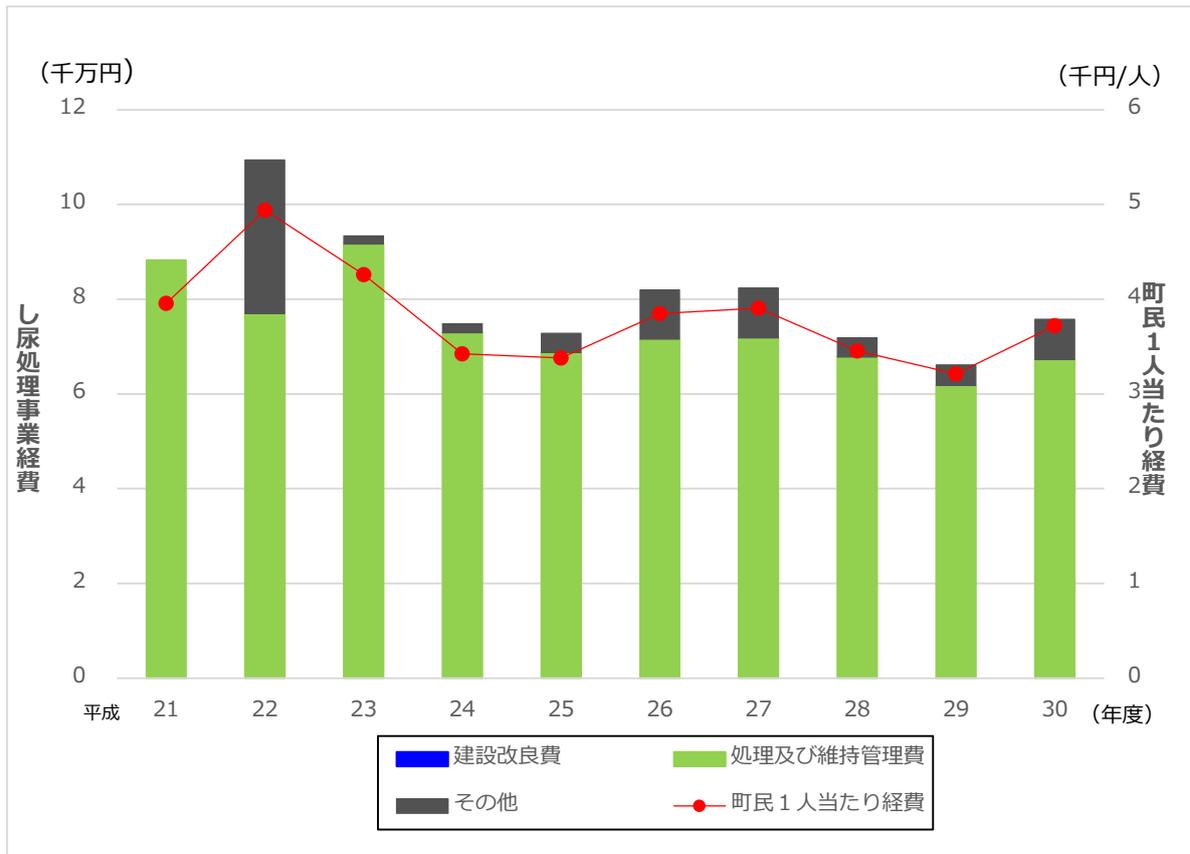


図 2-3-5 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均処理量の推移

(3) し尿処理事業に要する経費

平成30年度のし尿処理事業経費は約7,572万円、町民1人当たりの経費は約3,700円です。

平成22年度以降、し尿処理事業経費、町民1人当たりの経費はいずれも大きく減少し、平成30年度現在においては、平成11年度の水準に戻っています。



注 1. し尿処理事業経費：各年度の「歳出額」

注 2. し尿処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他

注 3. 処理及び維持管理費の内訳：人件費、処理費、車両購入費、委託費、調査研究費等

出典：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図 2-3-6 し尿処理事業に要する経費の推移

・課題1 生活排水処理率の向上

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ排出される量は、今後も減少していくものと予想されます。

しかし、町域における水環境の保全に向けて、地域特性に応じた効果的・効率的な生活排水処理施設の整備を行い、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

このため、公共下水道認可区域では、公共下水道の整備推進と整備済の区域における接続率の向上を図ります。他の区域では、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

・課題2 合併処理浄化槽の適正な維持・管理

合併処理浄化槽は個別設置型の生活排水処理施設であり、維持管理が適正に行われないう限り、その処理性能を発揮することができません。

合併処理浄化槽は、原則として処理主体(この場合は主に個人)が維持・管理に努めることを原則としますが、処理主体が必ずしも維持・管理方法を熟知しているとは限らないため、今後も適切に指導を行い、合併処理浄化槽の適正な維持・管理に努める必要があります。

・課題3 し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理施設については、現時点では特に問題はないため、今後も適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図ります。

公共下水道の整備等と併せて、し尿汲取りを行っている世帯や単独処理浄化槽を使用している世帯の減少に伴い、将来的にし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、将来における処理施設の適正な運営や維持・管理のあり方について検討する必要があります。

また、この場合のし尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬方法などについても検討する必要があります。

第 2 節 生活排水処理量の予測

1 生活排水処理量の予測方法

現状の生活排水処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、生活排水処理量がどのように推移するかを予測しました。

このとき、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が今後も継続して行われ、単独処理浄化槽やし尿汲取りからの転換が進むものとした。

2 生活排水処理形態別の人口の予測結果

本町は、将来的に人口が減少することが予測されていますが、単独処理浄化槽人口、汲取り人口が減少傾向で推移することに伴い、生活排水処理率は緩やかに増加傾向で推移します。

生活排水処理率は、令和 7 年度は 87.3%(平成 30 年度から 1.8 ポイント増加)、令和 11 年度は 87.5%(同 2 ポイント増加)と予測されました。

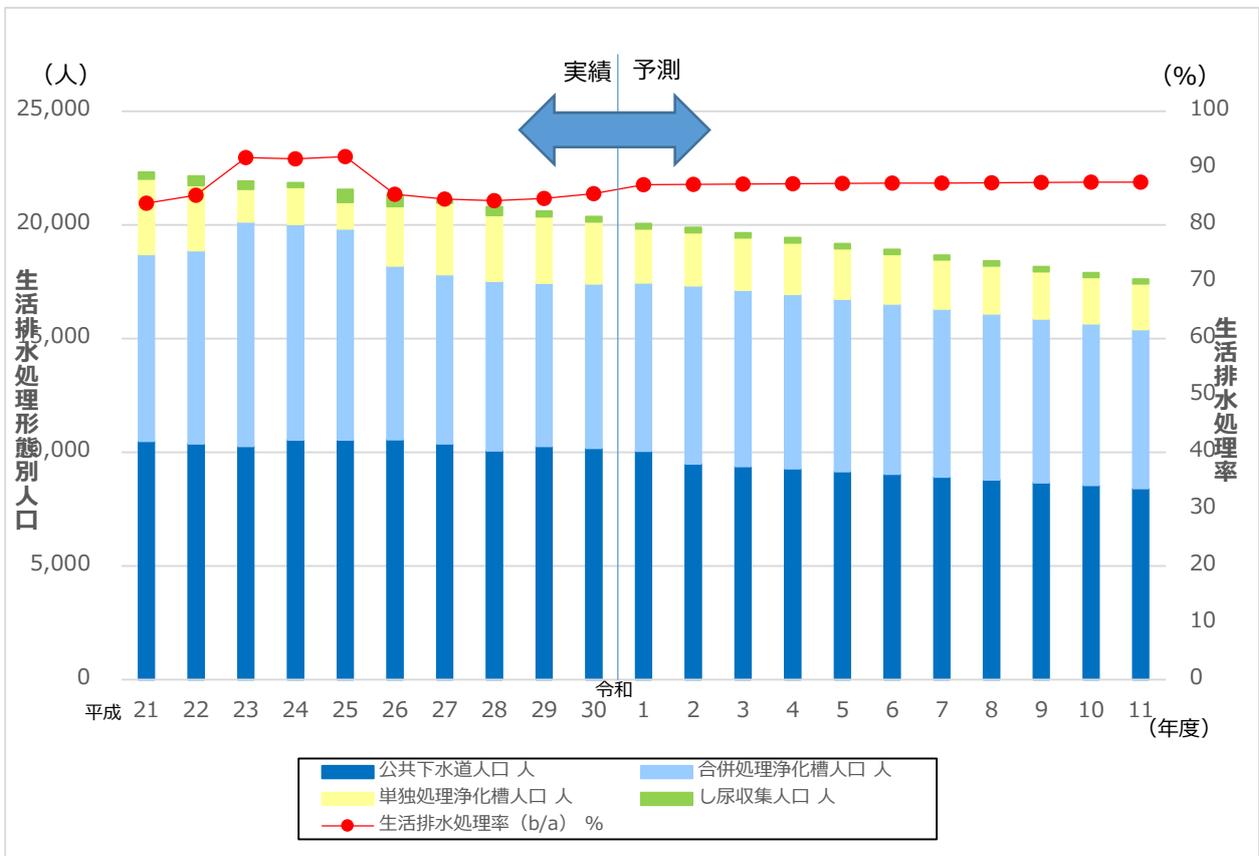


図 2-3-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

3 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1日平均のいずれも減少傾向で推移します。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の合計は、令和7年度は5,432 kl(平成30年度から6.5%減少)、令和11年度は5,220 kl(同10.2%減少)と予測されました。

また、1日平均処理量は、令和7年度は14.9 kl/日(平成30年度から同6.3%減少)、令和11年度は14.3 kl/日(同10.1%減少)と予測されました。

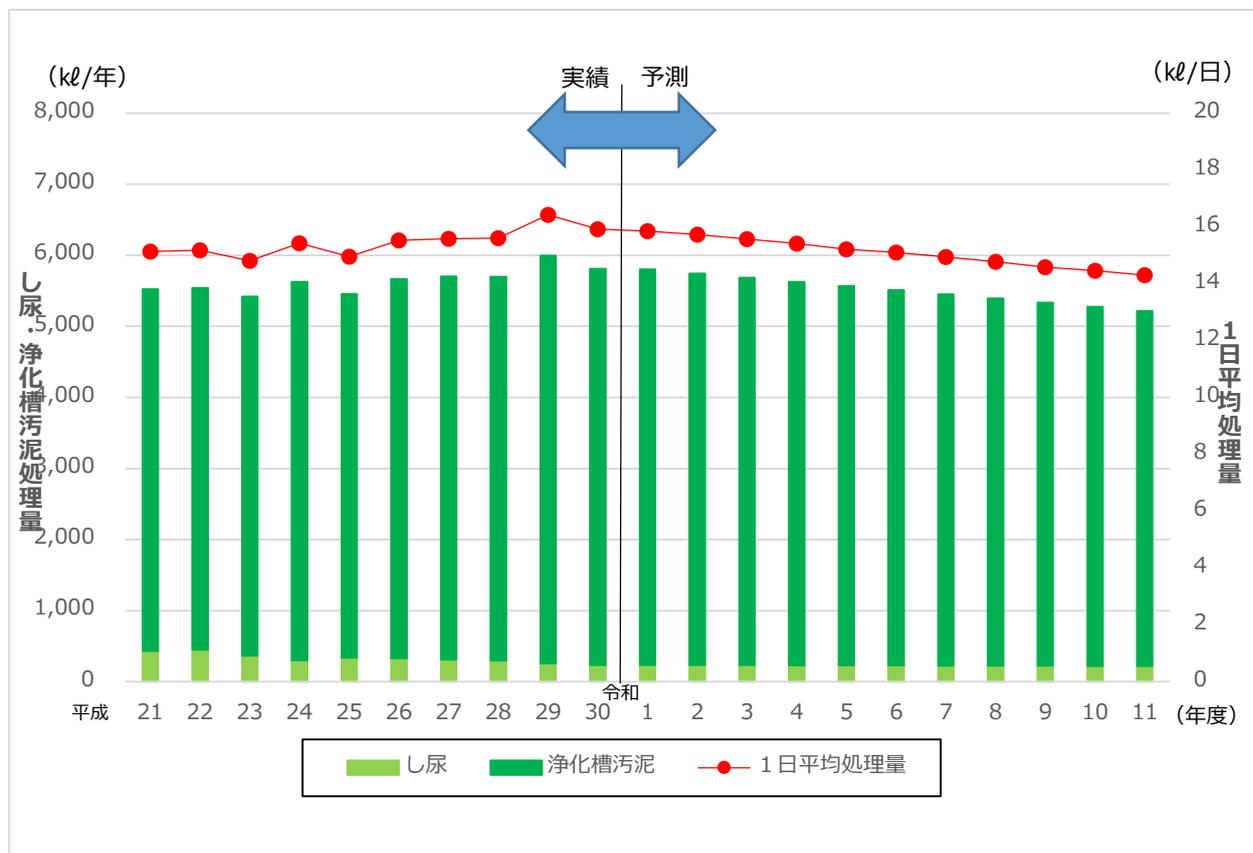


図 2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測結果

第3節 生活排水処理基本計画

1 基本理念と基本方針

本町は、四方を河川に囲まれた地形をしており、良好で快適な生活環境の確保のためには、河川の水質汚濁の防止に努めることが必要です。

本町は、河川水質の監視に努めるとともに、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川などに流出する負荷を削減することにより、水質汚濁の防止に努めてきました。この結果、河川水質が環境基準を達成し、良好な状態を維持していることや、生活排水処理率が着実に向上していることなどにより、本町において、生活排水に関する取組は一定の成果を収めたと評価できます。

本計画では、これらのことを踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、今後も適正な生活排水処理事業を継続していくことを目指します。

【基本理念】

**適正な生活排水処理事業を継続し、
豊かな自然環境と快適な生活環境を未来に伝えます。**



【基本方針】

①生活排水処理施設の整備と 適正処理の推進

○地域特性に応じた生活排水処理施設の整備により、生活排水の適正処理を継続して推進します。

○し尿・浄化槽汚泥については、川島町環境センター（し尿処理施設）での適正処理を継続します。

②水環境の保全のための 意識啓発の推進

○町民及び事業者と連携・協力のもと、公用水域への汚濁負荷削減のための取組を推進します。

2 数値目標

令和11年度における生活排水処理率90%を目指します。

3 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理形態別の人口

平成 30 年度現在、本町の生活排水処理率は 85.5%です。

将来的には、家庭から排出される生活雑排水を生活排水処理施設で処理すること（生活排水処理率 90%）を目標として、地域特性に応じて効率的・計画的に生活排水処理施設を整備していきます。

○公共下水道の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活雑排水の適正処理を推進します。

○公共下水道の処理対象区域外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を指導することにより、生活雑排水の適正処理を推進します。

(2) 生活排水対策の推進

今後も本町の豊かな水環境を保全していくためには、町、町民、事業者が相互に連携・協力することにより、各種の取組を推進していく必要があります。

町民、事業者は、整備済の公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換など、生活排水の適正な処理に努めることに加え、洗剤使用量の抑制や風呂の残り湯を洗濯や庭の散水などに使用するなど、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取組が必要です。

このため、本計画では以下の施策を展開することで、生活雑排水対策を推進します。

○生活雑排水が水環境に及ぼす影響について町民一人一人が認識し、汚濁負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。

○町ホームページや広報紙、パンフレット等により、水環境の現状や水質保全の取組についての情報を広く提供します。

○生活雑排水の対策は、河川等の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の改善・美化にもつながるため、町民に対して各家庭での汚濁負荷の軽減のための取組を進めることの大切さについての啓発を今後も継続します。

4 し尿・浄化槽汚泥処理基本計画

(1) 適正な収集・運搬

本計画での収集・運搬の範囲は、町内全域とします。

また、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が実施します。

今後、人口の減少などに伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集量の減少と収集範囲、収集頻度の変化などが想定されるため、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を図るよう許可業者に指導を行い、効率的な収集・運搬体制を維持します。

(2) 適正な処理の継続

町内から発生したし尿・浄化槽汚泥は、これまでどおり、川島町環境センター（し尿処理施設）に搬入して処理します。

今後、処理対象のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少が想定されることから、これらに対応した施設の運営・維持管理を行い、今後も適正かつ安定的な処理の継続に努めます。

(3) 災害対策の強化

震災や水害などの災害により、避難所や仮設住宅などから多量のし尿が排出される場合に備えて、県や近隣自治体・関係機関などとの協力体制を構築します。

また、災害時には、収集・運搬、処理の一連の過程において、適正かつ迅速な対応ができるよう、県や近隣自治体・関係機関などと連携を図ります。

5 生活排水対策の推進のための取組

町民や事業者は、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取組が必要です。

河川等の水質汚濁は、生活雑排水が主な原因であることを理解した上で、以下の取組に努めることで水質改善に協力しましょう。

【住民の取組】

- ①台所には、目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置しましょう。
- ②天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり、固化剤で固めたりしてごみとして出しましょう。
- ③なべや皿の汚れは、ゴムベラなどで落としたり、紙でふいたりしてから洗いましょう。
- ④台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にしましょう。
- ⑤お風呂の残り湯は洗濯や洗車・散水などで有効に使いましょう。
- ⑥水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。
- ⑦川や河川敷にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑧庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は、使い過ぎないようにしましょう。
- ⑨下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力しましょう。
- ⑩浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。

【事業者の取組】

■農業・畜産業者

- 肥料をやりすぎないようにしましょう。
- 肥料の流出を少なくしましょう。
- 化学肥料の使用を減らしましょう。
- 家畜の排せつ物はきちんと処理しましょう。
- 家畜の排せつ物は発酵させてから農地で肥料として使いましょう。
- 畜舎の清掃では、汚水を減らして外部に流出させないようにしましょう。

■工場・事業所、飲食店

- 有害物質はきちんと管理し、河川、地下水の汚染を防止しましょう。
- 油類の漏出を防止しましょう。
- リサイクルなどにより、廃棄物の発生量を減らしましょう。
- 生ごみを排水口から流さないようにしましょう。
- 汚水処理施設は、定期的に点検、清掃、検査を行いましょう。

計画推進のしくみ

第1節 計画の推進体制

新たな「川島町環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」を実行し、豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えるためには、町（行政）による施策の実行だけでなく、町、町民、事業者が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で、環境保全に配慮した取組を進めていくことが必要です。

このため、全庁的な取組体制を整備し、環境に関する情報公開に努めるとともに、町民や事業者との意見聴取、協議の場などを設けることにより、町、町民、事業者の連携・協力体制づくりを進めます。

(1) 庁内体制の整備

「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の施策の対象範囲は広範囲に及び、ため、計画に定める施策の推進に関しては、全庁的な取組の体制の整備と関係課との連携・協力が不可欠です。

このため、各課・施設等の担当者などを通じて、各施策の進行状況把握・点検、関係課との連絡・調整を行います。

(2) 審議会

環境保全審議会は、川島町環境保全条例に規定する町長の諮問機関であり、関係団体の代表、学識経験を有する者、公募による町民、町の職員の委員 15 人以内で組織しています。また、廃棄物減量等推進審議会は、川島町廃棄物減量等推進審議会条例に規定する町長の諮問機関であり、関係団体の代表、学識経験を有する者、公募による町民の委員 15 人以内で組織しています。

これらの審議会において、「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

(3) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を推進していく上で、国、県、近隣自治体、関係機関などに対して要請や協力を求める場合が想定されます。特に河川の水質汚濁、放射性物質対策、地球温暖化問題、ごみ処理、生活排水処理などについては、町を超えた広域的な取組も必要であるため、今後も国、県、近隣自治体、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

(4) 町民や事業者との連携・協力体制の整備

本計画を実行し、町域において安全で健康かつ快適な環境を保全していくためには、町による施策の確実な実行と環境に配慮した取組の率直的な実践だけでなく、町民や事業者の参加と協力を欠くことができません。

町では、環境教育や環境学習、意識啓発の充実、町のホームページや広報紙などによる情報提供と意見聴取、その他町民や事業者の自主的な取組に対する支援策などを講じます。また、情報交換や連絡調整、連携・協働のための協議の場などの整備についても検討します。

第2節 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

新たな計画については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、地域の環境の継続的な改善を図ります。このとき、①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を踏まえることにより、その時点での進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

この点検・評価結果は、町のホームページや広報紙などを通して、町民、事業者などに公表します。これにより、関係者が環境に関する情報を共有し、環境の現状や課題などについて共通の認識を持ち、町、町民、事業者の連携・協力による環境保全の取組を進めることが可能となります。



(2) 結果の報告

新たな計画の進捗状況は、各課・施設等の担当者などを通じて調査・把握するとともに、環境保全審議会、廃棄物減量等推進審議会に報告し、委員からの意見・指導などを受け取るものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、それぞれの施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、環境保全のための目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果をもとに、施策や事業の見直しについて検討します。

年次報告の結果については、各年度の「川島町の環境（仮称）」としてホームページなどを通して町民、事業者に対して公表します。

(3) 環境情報の提供

町民や事業者との連携・協働による環境保全の取組を進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、町の広報紙やホームページなどを積極的に活用し、町民や事業者に対して環境情報を提供します。

(4) 計画の見直し

新たな計画は、上記(1)～(3)を確実に実行することにより、適切に進行管理していくものとします。

また、5年ごとに見直しを行い、計画の目標年度(令和11年度)に改訂することとします。

ただし、社会情勢の変化や町の環境に大きな変化が生じた場合などには、関係機関と協議の上、計画の見直しに関する検討を行います。

資 料 編

資料1 川島町環境保全条例

平成25年3月29日 条例第17号

(平成25年4月1日施行)

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の町民が、安全で快適な生活を営むため、環境の保全及び自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 安全で快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

(2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。

(3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土壌、大気、水及び動植物をいう。

(4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(5) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。

(6) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(7) 所有者等 土地、建物、車両、自動販売機等を所有し、又は占有し、若しくは管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の町民が安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保されるよう推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会を構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

4 環境の保全は、町、町民及び事業者との協働を大切にして推進されなければならない。

第2節 町の責務

(基本的責務)

第4条 町長は、前条の規定による基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民の安全で快適な環境の確保と形成に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について、町民、事業者に対し助言、指導等必要な措置を行うものとする。

2 町長は、前項の施策の実施にあたっては、総合的な行政の運営を図らなければならない。

(環境施設の整備)

第5条 町長は、良好な環境を確保するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

(町民意識の啓発)

第6条 町長は、環境に関する知識の普及を図り、町民の安全で快適な環境づくりに関する意識を高めるため、必要な

措置を講じなければならない。

第3節 町民の責務

(基本的責務)

第7条 町民は、基本理念にのっとり、常に良好な環境の確保及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

(協力義務)

第8条 町民は、町その他行政機関が実施する安全で快適な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第4節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって良好な環境を害しないよう、自らの責任と負担において必要な万全の措置を講ずるとともに、緑化の推進及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

(協力義務)

第10条 事業者は、町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(従業者への指導)

第11条 事業者は、従業者に対し、良好な環境を確保するための法令及び町その他行政機関が実施する環境に関する施策について、その指導に努めなければならない。

(苦情又は紛争の解決)

第12条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、当該事業活動に係る苦情又は紛争が生じたときは、説明会又は話し合いの場を設けるなどして、自らの責任と負担において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

第5節 環境の保全に関する基本施策

(環境基本計画)

第13条 町長は、良好な環境の保全及び自然環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、川島町環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合)

第14条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第15条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 自然環境の保全

第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制

(定義)

第16条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又はたい積の用に供されるもので、第2条第6号に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 土砂等による土地の埋立て等 土地の埋立て、盛土又はたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう。

(事業者の責務)

第17条 土砂等による土地の埋立て等を行う者(以下「事業者」

という。)は、土砂等による土地の埋立て等を行うに当たり、災害を防止し良好な環境を保全するため、万全な措置を講じなければならない。

2 事業者は、土砂等による土地の埋立て等を行う土地(以下「事業区域」という。)の周辺関係者の理解を得よう努めるとともに、土砂等による土地の埋立て等を行うこと(以下「埋立事業」という。)に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

3 事業者は、埋立事業に当たり、町が定めた土地の利用計画に適合するよう努めなければならない。

(土砂等による土地の埋立て等の許可)

第18条 事業者は、次に掲げる埋立事業は、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(1) 事業区域の面積が、300平方メートル以上3,000平方メートル未満となるもの

(2) 事業区域の面積が、300平方メートル未満の埋立事業で当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立事業を施行する日前1年以内に埋立事業が施行され、又は施行中の場合で、当該埋立事業の事業区域の面積と既に施行され、又は施行中の埋立事業の事業区域の面積を合算した面積が300平方メートル以上となるもの

2 次に掲げる事業については、前項の規定は適用しない。

(1) 他の法令の規定により許可又は認可を受けた事業で、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(3) 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う事業

(許可の基準)

第19条 町長は、前条第1項の規定による許可をするときは、埋立事業の計画が、次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 埋立事業の目的及び規模に照らして、事業区域及び周辺地域の災害の防止、通行の安全その他良好な環境の確保に支障のないような構造、規模で適正に措置されていること。

(2) 埋立事業の施行方法が、第24条に規定する埋立事業基準に適合していること。

(許可の条件)

第20条 町長は、第18条第1項の許可に当たり、災害の防止又は良好な環境保全上必要と認める条件を付することができる。

(埋立事業の変更許可)

第21条 第18条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前2条の規定は前項の許可について準用する。

(許可の譲渡及び名義貸しの禁止)

第22条 第18条第1項又は前条第1項の許可は、当該許可事業者のみ効力を有し、当該許可の権利を第三者に譲渡し、又は自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の承継)

第23条 第18条第1項又は第21条第1項の許可を受けた許可事業者について、相続又は合併のあったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継のあった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(埋立事業基準)

第24条 許可事業者は、規則で定める埋立事業基準に従い、行わなければならない。

(標識の設置)

第25条 許可事業者は、事業区域の見やすい場所に、規則で定める事業の実施等を示す標識を設置しなければならない。

(改善勧告)

第26条 町長は、許可事業者が第19条の規定による許可の基準

又は第20条の規定による許可の条件に違反しているときは、当該基準又は条件に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第27条 町長は、許可事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第28条 町長は、許可事業者が偽りその他不正な手段により、第18条第1項若しくは第21条第1項の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第29条 町長は、第18条第1項又は第21条第1項の規定による許可を受けず、埋立事業をしている者(当該土砂等による土地の埋立て等を行っている者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等による土地の埋立て等を行っている者が当該違反行為をすることを助けた者がいるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立事業の中止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第30条 町長は、第28条の規定により許可を取消したとき、又は前条の規定により埋立事業の中止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(埋立事業の中止又は完了)

第31条 第18条第1項の規定による許可を受けた許可事業者は、埋立事業を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、第19条の規定による許可の基準又は第20条の規定による許可の条件に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、許可事業者に対し、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(代執行)

第32条 町長は、第27条、第29条、第30条及び前条第2項に規定による命令を受けた者が指定された期間内に命ぜられた改善又は必要な措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第2節 水環境の保全

(定義)

第33条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水環境 町民の諸活動並びに治水及び利水との調和の中で、将来にわたって良好な水質、水生生物及び地下水が育まれる豊かで快適な流域の環境をいう。

(2) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1に規定するものをいう。

(3) 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。

(水質の保全)

第34条 町長は、水に限られた貴重な資源であり、森林その他の流域の環境によってかん養され浄化されることに鑑み、河川、ため池及び地下水の水質並びに水道の水源の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(生活排水の浄化)

第35条 町民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、汚濁の負荷を低減するために必要な浄化施設の設置等水質保全に必要な措置を講じなければならない。

(事業所からの排出水の浄化)

第36条 事業者は、自らの事業活動に伴う排水(以下「事業排水」という。)が公共用水域に与える影響を認識し、水環境の保

全のために必要な措置を講じなければならない。

(水域の水質目標)

第37条 町長は、町内の公共用水域の水質の保全若しくは自然の姿を残す水辺を創造していくため、水質目標を定めることが必要と認めるときは、町内の水域を指定し、当該水域の水質目標を定めることができる。

2 町長は、前項の規定により町内の水域を指定し、当該水域の水質目標を定めた場合は、その内容を告示しなければならない。

(指導又は助言)

第38条 町長は、生活排水又は事業排水を排出している者が、第35条又は第36条の必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排水している者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第3節 野生動植物の保護

(定義)

第39条 この節において「野生動植物」とは、町の区域内において生息し、又は自生し、かつ、希少又は貴重と認められる動植物をいう。

(保護動植物の指定)

第40条 町長は、良好な自然環境を確保するため必要があると認めるときは、野生動植物を保護動植物として指定することができる。

2 町長は、前項に規定する保護動植物(以下「保護動植物」という。)の指定しようとするときは、保護すべき動植物の種類及び区域(以下「保護区域」という。)を定めて指定しなければならない。

3 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、川島町環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、当該保護区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。

(財産権の尊重等)

第41条 町長は、前条の規定により保護動植物を指定しようとするときは、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、土地の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定の告示)

第42条 町長は、第40条第1項の規定により保護動植物を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

(標識の設置)

第43条 町長は、保護動植物を指定したときは、当該保護区域内に規則で定める標識を設置することができる。

2 前項の標識を設置するに当たっては、当該保護区域内の土地の所有者等は、その設置に協力するよう努めなければならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を町長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(指定の解除)

第44条 町長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護動植物の指定を解除することができる。

2 町長は、前項の規定による指定の解除をしようとするときは、第40条第3項及び第42条の規定を準用する。

(行為の制限)

第45条 何人も、町長が指定する保護動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)をその保護区域内において捕獲し、若しくは採取し、又は殺傷し、若しくは損傷してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、規則で定めるところにより町長の許可を受けたときは、前項の規定は適用しないものとする。

- (1) 学術研究のため必要があるとき。
- (2) 動植物の保護又は育成のため必要があるとき。
- (3) 公益上やむを得ないとき。

(助成)

第46条 町長は、保護動植物を保護するために必要と認めたと

きは、規則で定めるところにより助成することができる。

(損失の補償)

第47条 町長は、保護動植物又はその保護区域の指定に関し損失が生じたときは、当該損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、補償する金額を決定し、当該申請をした者に通知しなければならない。

(民間団体等の協力)

第48条 町長は、保護動植物に関心のある町民が組織する民間団体等の協力を求めることができる。

(外来魚種の規制)

第49条 何人も町の区域内に位置する池沼又は河川の生態系を乱すおそれがあるものとして規則で定めるブラックバスなどの外来魚種(その卵を含む。)について、次の行為をしてはならない。

- (1) 町内に位置する池沼又は河川に放流すること。
- (2) 捕獲した外来魚種を再び放流すること。
- (3) 捕獲した外来魚種を再び他の池沼又は河川に放流すること。

第3章 生活環境の保全

第1節 自動車等の使用に伴うアイドリングストップの推進

(定義)

第50条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車

をいう。

(2) アイドリングストップ 自動車等の駐車時又は停車時において原動機を停止することをいう。

(アイドリングストップの推進)

第51条 町長は、自動車等を運転する者がアイドリングストップの実施に係る埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号。以下「県条例」という。)第40条第1項の規定を遵守するよう適切な措置を講ずるとともに、町民に対しアイドリングストップの推進に関し必要な啓発を行うよう努めるものとする。

第2節 空き地及び空き家等の適正な管理

(定義)

第52条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 現に使用していない土地、又は使用していても相当の空閑部分を有し、使用していない土地と同様の状況で、近隣の良好な生活環境を損なうような状態の土地をいう。

(2) 空き家等 建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(3) 管理不全な状態 空き地及び空き家等において老朽化が著しい建物で、倒壊若しくは建築材等の飛散のおそれがある危険な状態及び敷地内の草木が著しく繁茂し、除草若しくは伐採が必要な状態又は不特定者の侵入による火災、若しくは廃棄物の不法投棄及びその他犯罪を誘発するおそれのある状態をいう。

(4) 町民 町内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務するものをいう。

(所有者等の責務)

第53条 空き地及び空き家等の所有者等は、当該空き地及び空き家等が管理不全な状態にならないよう維持管理をし、資材等の整理整頓をし、並びに建物その他の工物、草木及び敷地の適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第54条 町民は、管理不全な状態である空き地及び空き家等があるときは、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第55条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第53条に規定する適正な管理がなされていないと認めるときは、当該空き地及び空き家等の実態調査を行うことができる。

(指導及び勧告)

第56条 町長は、前条の規定による実態調査により、当該空き地及び空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について指導することができる。

2 町長は、所有者等が前項に定める指導を履行しないときは、当該所有者等に対し、環境の保全等に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第57条 町長は、空き地及び空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じない場合は、当該所有者等に対し、期限を定め必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第3節 放置車両の措置

(定義)

第58条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第2条第1項第9号に規定するもので、機能の一部又は全部が喪失し、登録番号標等がないものをいう。
- (2) 原動機付自転車 道交法第2条第1項第10号に規定するもので、機能の一部又は全部が喪失し、登録番号標等がないものをいう。
- (3) 自転車 道交法第2条第1項第11号の2に規定するもの(機能の一部又は全部が喪失しているものを含む。)をいう。
- (4) 車両 前3号に規定するものをいう。
- (5) 放置車両 車両で、公共の場所に正当な権限なく相当の期間にわたり放置されているものをいう。

(車両の放置の禁止)

第59条 何人も、公共の場所に車両を放置し、又は放置させてはならない。

(自転車利用者の責務)

第60条 自転車の利用者は、当該自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項の規定による防犯登録を受け、フレーム本体の目立つ場所に貼り付けるものとする。

(放置車両の調査等)

第61条 町長は、放置してある車両について、当該車両の状況等について調査することができる。

2 町長は、前項の規定により調査をしようとするときは、当該公共の場所の管理者(当該公共の場所の管理者が町長の場合を除く。第70条において同じ。)及び町を管轄する警察署長に対し、放置してある車両の照会等について協力を求めることができる。

(移動命令)

第62条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が判明したときは、当該所有者に対し、期限を定め、当該公共の場所から当該放置車両を移動するよう命ずることができる。ただし、犯罪に係る疑いのあるものについては、この限りでない。

(所有者不明の場合の移動の告知等)

第63条 町長は、第61条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が判明しないために前条の規定による命令をすることができないときは、次に掲げる事項を告知し、規則で定める標章を当該放置車両の見やすい箇所に取り付けることができる。

- (1) 放置車両を公共の場所から移動すべき旨及びその期限
- (2) 放置車両を移動した場合において、町長に申告すべき旨
- (3) 放置車両を移動期限を経過しても移動しないときの措置

2 前項の規定により、放置車両の移動等の告知をされた当該放置車両の所有者等は、当該標章により告知された移動期限までに、公共の場所から放置車両を移動しなければならない。

3 何人も、第1項の規定により放置車両に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定により当該放置車両を移動した場合を除き、これを取り除いてはならない。

(移動の申告)

第64条 第62条及び前条第2項の規定により放置車両を当該公共の場所から移動した所有者等は、移動した日時及び場所並びに

移動した放置車両の種類について、移動した日から10日以内に町長に申告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申告を受けたときは、その事実を確認しなければならない。

(期限後の措置)

第65条 町長は、放置車両の所有者等が、第62条の規定による命令に従わず、又は第63条第1項の規定により告知したにもかかわらず、移動期限を経過したときにおいても当該車両を移動しないときは、保管場所として定めた場所に、当該車両を移動することができる。

(移動した放置車両の保管)

第66条 町長は、前条の規定により放置車両を移動したときは、当該放置車両を移動した日から起算して60日間保管しなければならない。

2 町長は、前項の規定により放置車両を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

(引取命令)

第67条 町長は、前条第1項に規定する期間内において、保管している放置車両の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該車両を引き取るよう命ずることができる。

(移動費用等の徴収)

第68条 町長は、第66条第1項の規定により保管している放置車両を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置車両の引取りを命じられた所有者等から当該車両の移動及び保管に要した費用を徴収することができる。

(放置車両の処分)

第69条 町長は、第66条第1項に規定する保管期間を経過したときにおいても引取りのない放置車両については、処分する旨を告示し、廃棄物と認定して当該車両を処分することができる。

(放置車両の措置通知)

第70条 町長は、第63条第1項の規定により放置車両に標章を取り付けたとき、第66条第1項の規定により放置車両を保管しようとするとき、及び前条の規定により放置車両を処分しようとするときは、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、規則で定める通知書により、それぞれ通知するものとする。

第4節 自動車等たい積保管の規制

(定義)

第71条 この節において「自動車等」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定するもの(機能の一部又は全部が喪失しているものを含む。)をいう。

(自動車等たい積保管の許可)

第72条 自動車等を積み重ねて保管(以下「たい積保管」という。)しようとする者は、たい積保管場所ごとに、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(許可基準)

第73条 町長は、前条の規定による許可の申請があった場合は、その内容が規則で定める保管基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

(許可の条件)

第74条 町長は、第72条の規定による許可をするに当たり、災害を防止し、又は良好な環境を確保するため、必要な限度において条件を付すことができる。

(改善勧告)

第75条 町長は、第72条の規定による許可を受けた者が、第73条の規定による規則で定める保管基準又は前条の規定による許可の条件に違反しているときは、当該保管基準又は条件に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第76条 町長は、第72条の規定による許可を受けた者が、前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

第5節 農薬の安全使用

(定義)

第77条 この節において「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。)第1条の2第1項に規定するものをいう。

(減農薬の推進)

第78条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の周辺環境に対する影響を考慮し、農薬の使用を抑制するよう努めるものとする。

(農薬の購入)

第79条 農薬を購入しようとする者は、農薬法第8条の規定による届出を行っている業者から購入しなければならない。

(農薬の適正な使用)

第80条 農薬使用者は、農薬法第2条第1項及び第15条の2第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。

2 農薬使用者は、農薬法第7条に規定する農薬の表示に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。

(農薬の適正な保管)

第81条 農薬使用者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を適正に保管しなければならない。

第6節 不法投棄の規制

(定義)

第82条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ごみ 第2条第6号に規定する廃棄物をいう。

(2) 不法投棄 ごみを公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にみだりに捨て良好な環境を損ねることをいう。

(不法投棄の禁止)

第83条 何人も、不法投棄をしてはならない。

(不法投棄されたごみの調査等)

第84条 町長は、不法投棄されたごみについて、不法に投棄した者(以下「不法投棄者」という。)を確認するため、その状況を調査することができる。

2 町長は、前項の規定による調査の結果を町を管轄する警察署長に通報することができる。

(原状回復命令等)

第85条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、不法投棄者を確認したときは、当該不法投棄者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(土地の所有者等の措置)

第86条 第84条第1項の規定による調査の結果、不法投棄者が判明しない場合には、不法投棄された土地の所有者等は、関係法令に基づき適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7節 空き缶等の散乱防止

(定義)

第87条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動販売機 飲料を販売目的とした貨幣等を投入口へ投入することにより物品が自動的に出る装置をいう。

(2) 空き缶等 飲料を販売するために収納していた缶、ビン及びプラスチック製容器をいう。

(自動販売機管理者の責務)

第88条 自動販売機の所有者等は、飲料の空き缶等を回収するための容器(以下「回収容器」という。)を自動販売機の周辺に設置しなければならない。ただし、次に定める自動販売機についてはこの限りではない。

(1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機でその関係者以外利用しないもの

(2) 建物の内部に設置される自動販売機で、常時当該自動販売機を管理する者がいる場合のもの

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周辺に空き缶等が散乱しないように努めなければならない。

(自動販売機利用者の責務)

第89条 町民(第52条第4号に規定するものをいう。)は、自動販売機を利用することにより生じた空き缶等を持ち帰り、又は自動販売機の周辺に設置してある回収容器に投入しなければならない。

ない。

第8節 飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止

(定義)

第90条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い犬及び飼い猫 飼養管理されている犬及び猫をいう。

(2) ふん害等 飼い犬及び飼い猫のふん又は尿により道路、公園、河川敷その他の公共の場所又は他人の土地、建物等(以下「公共の場所等」という。)が汚されることにより町民の生活環境が損なわれることをいう。

(3) 飼い主 飼い犬及び飼い猫を所有又は飼養管理している者をいう。

(啓発及び周知)

第91条 町長は、飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止に関する啓発及び周知に努めるものとする。

(犬の飼い主の遵守事項)

第92条 飼い主は、飼い犬の飼育に当たっては、飼い犬の本能及び習性等を理解し、しつけを適正な方法で行うとともに、飼い犬を公共の場所等で運動させる場合は、ふん害等を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 綱、鎖等でつなぎ、原則として飼い犬を制御できる者が運動を行うこと。

(2) 飼い犬のふん又は尿を適正に処理するための用具を携行し、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第93条 猫の飼い主は、飼い猫の本能及び習性等を理解し、しつけを適正な方法で行うとともに、他人に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

(地域による啓発)

第94条 住民は、前2条の規定による遵守事項に違反している当該飼い主に対し、環境保全等のため、必要な限度において注意又は助言をすることができる。

2 前項の規定による注意又は助言を受けた飼い主は、その内容に配慮し飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止に努めなければならない。

(指導)

第95条 町長は、飼い主が第92条及び第93条の規定による遵守事項に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を指導することができる。

第9節 生活環境を阻害するその他の行為の規制

(周辺生活環境への配慮)

第96条 何人も、法令又は県条例に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為によって周辺の生活環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

(1) 振動又は騒音を伴う行為

(2) 悪臭の発生を伴う行為

(3) 粉じんの飛散を伴う行為

(4) 物の焼却を伴う行為

(5) その他周辺の生活環境を阻害すると認められる行為

(指導)

第97条 町長は、前条各号に掲げる行為が町民の健康及び生活環境を阻害するおそれがあると認めるときは、当該行為をしている者に対し、必要な指導をすることができる。

第4章 環境保全審議会

(設置)

第98条 良好な環境の保全及び自然環境の保全並びに環境基本計画に関する事項について、町長の諮問に応じ調査、審議するため川島町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第99条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 関係団体の代表

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による町民

(4) 町の職員

(任期)

第100条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第101条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第102条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見の聴取等)

第103条 審議会において必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会において必要があると認めるときは、関係場所に立ち入り、調査することができる。

(庶務)

第104条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第105条 第98条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(協力及び要請)

第106条 町長は、この条例の施行に関し、良好な環境のために必要があると認めるときは、関係機関の長、事業者、関係団体又は関係人に必要な協力を要請することができる。

(立入検査)

第107条 町長は、第2章第1節の施行に必要な限度において、その職員に、第18条第1項の規定による許可に係る事業区域に立ち入り、当該埋立事業の状況を検査させ、又は当該埋立事業の許可事業者及びその従業者に対し、質問させることができる。

2 町長は、第3章第4節の施行に必要な限度において、その職員に、第72条の規定による許可に係る自動車等のたい積保管の場所に立ち入り、当該自動車等のたい積保管の状況を検査させ、又は当該許可を受けた者及びその従業者に対し、質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第108条 町長は、正当な理由もなく第30条若しくは第85条の規定による原状回復命令等に従わなかった者又は第27条、第57条若しくは第76条の規定による改善命令に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る関係人に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(委任)

第109条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第21条第1項の規定による、許可を受けずに事業を行った者

(2) 第29条又は第30条の規定による命令に違反した者

第111条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条又は第31条第1項の規定に違反した者

(2) 第45条第1項又は第49条の規定に違反した者

(3) 第62条又は第85条の規定による命令に違反した者

(4) 第107条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者

第112条 第63条第3項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第113条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第43条第3項の規定に違反した者

(2) 第67条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第114条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第110条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(川島町公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 川島町公害防止条例(昭和48年川島町条例第12号)

(2) 川島町あき地等の環境保全に関する条例(昭和58年川島町条例第16号)

(3) 川島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成7年川島町条例第18号)

(4) 川島町空き家等の適正管理に関する条例(平成23年川島町条例第6号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の川島町公害防止条例及びその他の法令の規定に基づいてなされた許可、承認、指示、決定その他処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

4 この条例の施行の際現に自動車等たい積保管をしている者又はその承継人は、第72条の許可を受けなくても、この条例の施行の日から1年を限り第72条の許可を受けたものとみなす。

資料2 川島町廃棄物減量等推進審議会条例

平成10年3月23日

条例第14号

改正 平成16年3月19日条例第1号

平成20年3月19日条例第2号

平成26年3月19日条例第4号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量化、再生資源化等に関する事項を調査及び審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、川島町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による町民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第1号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行の日以後に委嘱する委員について適用し、施行日前に委嘱された委員については、任期満了の日までその効力を有する。

資料3 審議会への諮問書

川町環第 210号

令和2年 8月 6日

川島町環境保全審議会並びに

川島町廃棄物減量等推進審議会会長 様

川島町長 飯 島 和 夫

輪中の郷 環境総合計画の見直しについて（諮問）

川島町環境基本条例（平成25年川島町条例第17号）第98条の規定並びに川島町廃棄物減量等推進審議会条例（平成10年川島町条例第14号）第1条の規定により、次のとおり諮問します。

諮 問 内 容

「輪中の郷 環境総合計画」は、川島町環境保全条例の規定に基づく「川島町環境基本計画」と、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して作成している「川島町一般廃棄物処理基本計画」からなるもので、本町の環境行政における最上位の計画に位置づけ、本町の環境保全の基本方針となっています。

本計画は、平成27年度(2015年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)を目標年度としたもので、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことになっています。

計画策定後、前期の5年が経過し、本町の環境行政を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、本計画を見直す必要があります。

このような状況から、前期5年間の計画の取組成果と課題を検証し、関連計画との整合も図りながら、輪中の郷 環境総合計画の見直しをしたいので、審議会に諮問するものです。

資料4 審議会からの答申書

令和3年（2021年）2月25日

川島町長 飯島和夫様

川島町環境保全審議会
川島町廃棄物減量等推進審議会
会長 後藤 真太郎

輪中の郷 環境総合計画の見直しについて（答申）

令和2年8月6日付け川町発第210号で諮問のありました、輪中の郷 環境総合計画の見直しにつきましては、8月6日、10月22日、そして、12月17日の計3回にわたって慎重に議論を重ねてきた結果、下記のとおり結論を得ましたので答申いたします。

なお、計画の推進にあたりましては、次の事項に十分留意していただきますようお願いいたします。

記

1. 今回答申した計画の目標を達成するためには、町民の皆様はもちろんのこと、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。町におかれましては、社会情勢の変化や新たな環境問題などに柔軟な対応ができるよう、また、これまで以上にごみの減量化・資源化の啓発を行い、施策の推進に努めてください。
2. 埼玉中部資源循環組合の解散により、本町のごみ処理は振り出しに戻りました。施設の老朽化が進んでいる本町では、ごみ処理施設の新設は重要かつ喫緊の課題です。町民の皆様への十分な周知、広域的な処理の協議、民間事業者の活用等、様々な角度から早急に検討してください。
3. 2030年を国際目標とするSDGsは、私たちの生活にも密着した目標でもあります。17のゴールと169のターゲットから構成されるSDGsの目標は、非常に大きいものですが、特に環境基本計画においてはこういった視点を取り込みながら、具体的な環境行動を示すことで、町と町民、事業者の皆様が一体となって推進していくことが重要です。計画の推進に努めてください。

資料5 計画の見直しに係る検討経過

審議会での検討経緯

川島町環境保全審議会・川島町廃棄物減量等推進審議会

第1回（別件の審議で開催）

第2回

開催日 令和2年8月6日（木）

開催場所 川島町役場 大会議室

出席者 委員15人、町長、事務局職員5人

議題 (1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて

(2) 川島町太陽発電設備の設置及び管理等に関する条例(案)について及び川島町太陽発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案)について

(3) 川島町指定ごみ袋の導入について

(4) その他

検討内容 町長から見直しに係る諮問を受けました。見直しの目的や今後のスケジュールなどについて、事務局職員から説明を受けました。

第3回

開催日 令和2年10月22日（木）

開催場所 川島町役場 大会議室

出席者 委員15人、事務局職員5人

議題 (1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて

(4) その他

検討内容 現状と課題等について事務局職員から説明を受け、内容を審議しました。

第4回

開催日 令和2年12月17日（木）

開催場所 川島町コミュニティセンター 大会議室

出席者 委員14人、事務局職員5人

議題 (1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて

(4) その他

検討内容 事務局職員が作成した見直し素案について説明を受け、内容を審議しました。また、翌年の1月から2月にかけて町民コメントを募集しました（意見はなし）。

答 申

答申日 令和3年2月25日（木）

開催場所 川島町役場 応接室

出席者 会長・副会長、町長、事務局職員

内 容 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下で会議を開催できないこともあり、委員に意見を求めるとともに、会長等と調整し答申としました。また、2月25日には町長へ答申を行いました。

資料6 審議会委員名簿

(敬称略)

区 分			氏 名	備 考
関係団体の代表 6人	1	令和2年度川島町区長会 会長	川島和春	
	2	安藤川をきれいにする会副会長	猪鼻義治	
	3	メタルリサイクル株式会社	野村尚男	
	4	(株)松屋フーズ環境事業推進部 リサイクル推進グループマネージャー	大林郁生	
	5	有限会社 大島商店 代表取締役	大島徹也	
	6	敷島製パン株式会社 パスコイーストカンパニー パスコ埼玉工場 総務グループマネージャー	赤坂いづみ	
学識経験を有する者 5人	7	立正大学地球環境科学部教授	後藤真太郎	会 長
	8	元東松山市職員	鈴木貞美	副会長
	9	東松山環境管理事務所長	斉藤龍司	
	10	元川越市職員	今井孝雄	
	11	元県立川越高等学校校長	菊池建太	
公募による町民 2人	12	公募委員	飯島久美子	
	13	公募委員	瀬間さやか	
町の職員 2人	14	農政産業課長	青木 健	
	15	教育総務課長	石川 勉	
合計 15人				